

## トランスジェンダー学生受入れに関する対応ガイドライン

お茶の水女子大学  
2019年4月1日制定

### 基本理念

1. 受入委員会と相談窓口
2. 名前と性別の情報について
3. 授業や学修について
4. 学生生活について
5. 就職活動・キャリア支援について
6. 周囲の対応について

### 基本理念

お茶の水女子大学では、自身の性自認にもとづき、女子大学で学ぶことを希望する人（戸籍又はパスポート上男性であっても性自認が女性であるトランスジェンダー学生）を受入れることを決定しました。

これは、「学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する」という国立大学法人としての本学のミッション（2004年制定）にもとづき、判断したものです。

本学では、この決定を「多様性を包摂する女子大学と社会」の創出にむけた取組と位置づけており、今後、固定的な性別意識に捉われず、ひとりひとりが人間としてその個性と能力を十分に発揮し、「多様な女性」があらゆる分野に参画できる社会の実現につながっていくことを期待しています。

本学は、この基本理念に基づき、このガイドラインに従って、トランスジェンダー学生の受入れや支援を実施します。

トランスジェンダーと呼ばれる学生の身体、外見、服装、意識、思考、行動はさまざまです。学生ひとりひとりの個性が違っていることと同様です。教職員も学生も、他の学生と同じ様に接することが、ガイドラインの基本的な考え方です。

### 1. 受入委員会と相談窓口

#### 1.1 トランスジェンダー学生受入委員会とトランスジェンダー学生対応委員会

受入委員会及びその下に設置される対応委員会が、トランスジェンダー学生の出願前の事前相談と出願資格の確認（出願申出書に基づく性自認が女性であることの確認）を行います。また、入学後の学修・学生生活上の対応措置が必要な場合は、対応委員会が当該者と協議して、対応します。受入委員会及び対応委員会は、当該者の個人情報と厳重に守り、管理します。

## 1.2 相談窓口

対応委員会のもとに、相談窓口を設けます。相談員はカウンセリングを専門とし、守秘義務をもつ教員や相談員が担当します。当事者だけでなく、学生、教職員が、トランスジェンダー（LGBT等）に関する相談をすることができます。

なお、学生相談室や保健管理センターでも相談をすることができます。

## 2. 名前と性別の情報について

### 2.1 学務上・学生生活上の名前

学籍簿上の記載により、各種の書類（学生証、履修者名簿、成績証明書、卒業証明書、学位記など）が作成・発行されます。学籍簿は、戸籍名が原則ですが、本人の申し出によって、学籍簿を含め各種書類に通称名を使用することができます。

課外活動における名前も同様です（学内公認サークルの名簿、諸施設の利用申請など）。但し、教職免許や管理栄養士などの国家資格の申請では、戸籍上の姓名の記載が求められる書類があり、これらの記載は提出先の規定に基づくことになります。

大学内の仕事で雇用され、給与やアルバイト謝金を受け取る場合に、学内での支払い書類は上記の通称名を使用することができますが、源泉徴収票や銀行振込口座は戸籍（住民票）名となります。

通称名を使用する場合、当該者が所定の通称名使用申立書を提出します。なお、通称名を使用することにより不利益が生じた場合は、本人の責任において対応することとします（卒業後の戸籍等の書類と本学の証明書類の不一致等）。

### 2.2 情報管理

対応委員会が当該の情報を厳重に管理し、授業や学生生活のうえで、対応や措置を必要とする場合は、本人の承諾にもとづき、関係する教職員に伝えます。但し、緊急を要する場合などには、大学の判断で情報を提供することがあります。情報を受けた教職員は、このことを口外せず、他に情報が漏れないように注意します。

対象となる例：

**2.2.1 授業** スポーツ健康実習、宿泊を要する実習科目、インターンシップ科目（学外団体への届け出）

**2.2.2 学外機関での実習** 介護体験実習（教職）、大学院における公認心理師実習、遺伝カウンセリング実習など

**2.2.3 課外活動** 宿泊を要する活動（合宿など）

### 2.3 性別記載

学内の書類では、性別の記載は、基本的にありません。学外に提出するもので性別記載がある書類では、本人が性別を選択し記載します。受入れ先等（介護体験、インターンシップ等）が、戸籍上の女性を要件とする場合は、個別に相談・交渉することになります。

### 2.4 卒業までの対応

本人が入学後に男性としての性自認に変わった場合でも、学則や学生懲戒規程等に反しないかぎり、退学にはなりません。

### 3. 授業や学修について

履修者名簿には、性別の記載はありません。

授業を担当する教員に、トランスジェンダーに係わる情報を知らせる必要がある場合は、本人の希望や承諾によって、当該教員のみには知らせます。

#### 3.1 スポーツ健康実習（必修、2単位）

1年次の必修科目で、学部・学科別にクラスが編成されます。他方、希望によって、選択科目のクラスを履修することもできます。

#### 3.2 学外での実習（授業科目）

教育実習は、基本的に本学附属学校（小中高）で実施されます（小中高には多目的トイレあり）。必要に応じて、トイレや更衣室等に関して、事前に施設の状況を調べ、対応します。

管理栄養士や公認心理師、遺伝カウンセラー（大学院）などの資格取得についても、学外機関での実習があります。実習先のトイレや更衣室等に関して、必要に応じて事前に施設の状況を調べ、実習先と相談をします。

宿泊を必要とする学外実習では、必要に応じて事前に施設の状況を調べ、個室（シャワー又は風呂付き）の使用を含め、個別に対応します。

#### 3.3 留学

受入大学によって、トランスジェンダー学生を受入れない（パスポートや戸籍上の女性に限っている場合）場合は、受入大学の規定に従うこととなります（受入れ不可となる場合があります）。

### 4. 学生生活について

#### 4.1 定期健康診断

毎年4月に行われます。本人の希望により、個別に受診することができます。

#### 4.2 学生宿舎の入寮

計画中の新生学生宿舎が完成後に、受入れを開始します（2022年度を予定）

#### 4.3 トイレ

トイレの使用は、日常的で切実な問題です。トランスジェンダー学生の身体・外見・服装・意識は多様ですので、当事者の出願前事前相談のときに、大学の施設や設備の状況を説明し、どのようにするかを相談して決めることとなります。また、学生生活が始まってから、状況を見て変更することもあります。

学内には、男女の区別なく、誰でも使用できる「だれでもトイレ」（多目的トイレ、障がい者含む）が主要な建物に設置され、このトイレをだれでも利用することができます。当該者及び周囲の状況から、女子トイレを使用することが適切であれば、これを使用することが可能です。

「だれでもトイレ」のある建物（計15箇所）

学生センター棟、保健管理センター、附属図書館、

共通講義棟1号館、共通講義棟3号館、理学部1号館、理学部2号館、大学本館、生活科学部本館2、総合研究棟、人間文化創成科学研究科・全学共用研究棟、文教育学部1、2号館、

Student Commons（学生会館）、国際交流留学生プラザ

#### 4.4 更衣室

スポーツ健康実習などで着替える場合、共用更衣室（体育館、個室仕様あり）や「だれでもトイレ」を使用することができます。

#### 4.5 課外活動

サークルの活動において、合宿等で特別な対応が必要とされる場合は学生・キャリア支援課に相談してください。当事者の方は、入部にあたって、どのような活動が行われるかの説明を聞き、どのような支障や対応の必要が生じるか、自分であらかじめ検討をしたうえで、入部するのがよいでしょう。対外試合（とくに公式戦）において、女性として参加できるかどうかは、当該競技や当該競技団体の規定に従うことになります。なお、サークルによっては、インターカレッジ（共学校と合同の、あるいは合同で活動する）のサークルもあります。

### 5. 就職活動・キャリア支援について

LGBT等の就職（採用）については、行政上の差別解消の取組が行われ、「第4次男女共同参画基本計画」（閣議決定）において性的指向や性同一性障害への対応が指示され（2015.12）、地方自治体でも「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」（2018.10）「文京区男女平等参画推進条例」（2013.11 施行）などのLGBTに係わる条例等が制定されています。

産業界では、経済団体連合会が「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現にむけて」（LGBTへの対応、2017.5）を公表しています。また、LGBT等の就職（採用）に好意的な企業（LGBTフレンドリー）は、そのことを開示したり、あるいは、取組を評価する指標が、2016年に任意団体work with prideによって策定され、受賞した企業や団体がウェブサイトで公表されています。

学生・キャリア支援センター等が実施するキャリア教育、インターンシップ、キャリア支援行事に参加するにあたって、特別な対応が必要な場合には、対応委員会か当該センターに相談してください。大学を通じて、受入れ先（企業等）に対応を相談します。

### 6. 周囲の対応について

#### 6.1 カミングアウト

周囲に知られていない、あるいは知らせていない自身の性・性自認あるいは性指向について、人に知らせることを「カミングアウト」といいます。これは、学校や職場などの社会生活の必要から行われる場合もありますし、周囲の親しい人に自分のことを偽らずに知ってもらいたいというアイデンティティに係わることです。カミングアウトは、周囲のすべての人に対して一律に行われるのではなく、誰に対してはどの範囲までと個々に判断する場合があります。カミングアウトをしない人もいます。

カミングアウトをするかどうか、どの範囲の人に知らせるのか、などは、本人の判断に委ねます。大学としては、授業や学生生活のうえで、対応や措置を必要とする場合は、本人の希望や承諾にもとづき、関係する教職員に伝えます。情報を受けた教職員は、このことを口外せず、他に情報が漏れないように十分に注意します。

本人から、個人的にカミングアウトを受けた場合：カミングアウトは、それを受けた個人に対して行われたものであり、本人の同意なくして、他人に話してはいけません。なお、カミングアウトを受けたことについて、相談する必要がある生じたら、本件相談窓口や学生相談室

に来て相談することができます（相談窓口及び学生相談室は両者の秘密を守ります）。

カミングアウトを受けても、受けなくても、その人を特別視することなく、学生（仲間）のひとりとして、つきあっていくことが大切です。

## 6.2 アウティングについて

「アウティング (Outing: 暴露行為)」は、他人の秘密を暴露することを指し、特に、他人のセクシュアリティを暴露する場合に用いられます。例えば、性的マイノリティであるとのカミングアウトを受けた場合に、当事者本人の了解を得ずに、彼らが公にしていない性自認や性指向等の秘密を、本人が特定できる状況で第三者に暴露すると、アウティングに当たります。

アウティングが発生すると、アウティングを受けた当事者も、またアウティングに当たる行為をしてしまった側も、そのことについて悩み、責任を感じるようになります。

アウティングは、予期せぬ形でカミングアウトされたときの戸惑いの結果であることも少なくないため、カミングアウトの受け止め方について学習できるような機会を用意します。また必要に応じて、相談窓口などに相談に来てください。

## 6.3 性（性別や性指向）に係わる会話について

なにげない会話が、トランスジェンダーなどの人にとって、苦痛になることがあります。お互いが不快にならないように、場に応じた気配りが必要です。

「トランスジェンダー学生受入れに関する対応ガイドライン」に関する問合せ先

お茶の水女子大学 学生・キャリア支援課

tgguideline@cc.ocha.ac.jp